

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）

目次

1 有料老人ホームの指導監査について

指導監査にかかる全体的な説明をします。

2 令和5年度指導監査の実施状況等について

令和5年度の指導監査の実施状況や指摘が多かった項目を説明します。

項目ごとに、「・」は指導監査の際に確認された内容、「⇒」は指導に伴う留意事項及び具体例などを記載しています。

3 長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針にかかる経過措置期間の終了について

令和6年3月31日で経過措置が終了し、令和6年4月1日より義務化される項目について説明します。

4 その他運営上の留意事項について

厚生労働省等が提示するマニュアルや通知について、そのURLを掲載しています。御一読ください。

1 有料老人ホームの指導監査について

<法的根拠>

老人福祉法 第29条第13項 指導監査

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与(将来において供与をすることを含む。)を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

法令に違反すると認めるときに、行政処分等につながるケースも想定されます。

老人福祉法 第29条第15項 改善措置命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

老人福祉法 第29条第16項 事業停止命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

<確認項目>

指導監査における確認については、前頁までの法的根拠等を踏まえ、
「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき行っています。

「非常災害対策」「緊急時の対応」など別途通知がある場合は、当該通知に基づく指導も併せて行います。

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は、
長崎市ホームページの「有料老人ホーム」
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/388000/p002145.html>)
に掲載しています。

<サービス付き高齢者向け住宅>

①入浴、排せつ、食事の介助

②食事の提供

③洗濯、掃除等の家事

④健康管理

いずれかのサービスを1つ以上行う場合、老人福祉法第29条第1項に定義される有料老人ホームに該当します。

(サービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法第29条第1項に基づく届出は不要です。)

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」1(10)のとおり、サービス付き高齢者向け住宅については、当該指針のうち、2(設置者)、3(立地条件)、4(規模及び構造設備)、5(既存建物等の活用の場合等の特例)及び9(事業収支計画)の規定は適用されません。

これ以外の規定については当該指針に基づいた運営を行ってください。

<指導監査実施の流れ>

①【長崎市】

指導監査実施通知の発送
(実施日の概ね1か月前までに、実施日時・当日準備資料・事前提出資料などの内容を通知します。)

②【事業者】

事前提出資料の提出
(指導監査実施日の概ね1週間前までに、長崎市福祉総務課に提出してください。)

③ **指導監査 当日**

(対象施設に市職員が訪問します。当日準備資料の確認や管理者や職員に対して聞き取りを行い、指針等に適合しているかを確認します。)

④【長崎市】

指導監査の結果通知の発送
(指導監査の結果を文書により通知します。)

⑤【事業者】

指摘事項の改善について
(改善すべき事項があれば、すみやかに対応してください。また、指導監査の結果通知の中で【文書指摘事項】がある場合は、通知に示す期限までに改善状況の回答及びその挙証資料を長崎市福祉総務課に提出してください。)

2 令和5年度指導監査の実施状況等について

※【指導指針】とは、長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を示しています。

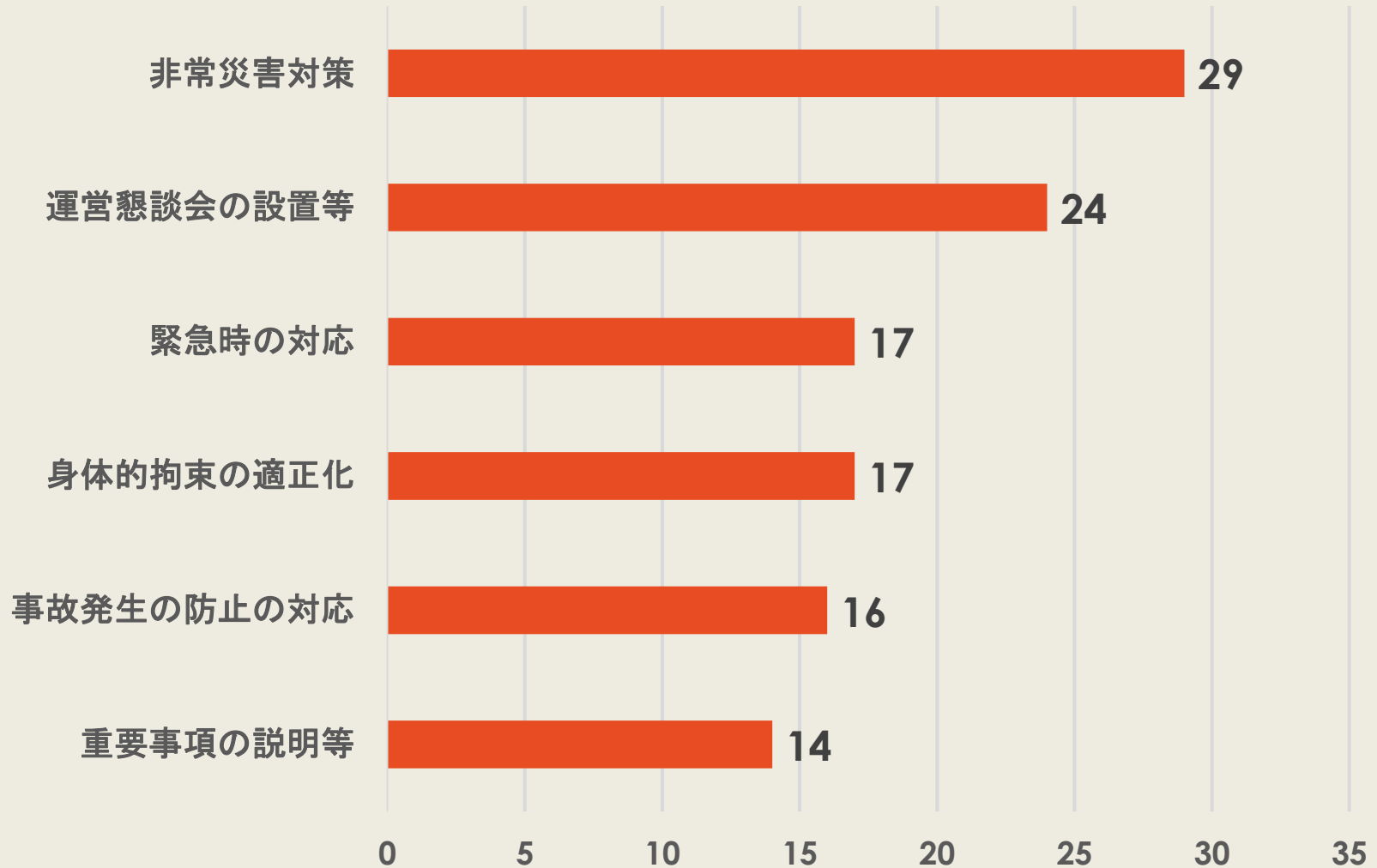
令和5年度指導監査の実施状況について

	対象数(※1) (A)	実施数(※2) (B)	実施率(%) (B/A)	文書指摘した施設数 (C)	割合(%) (C/B)	口頭指摘した施設数 (D)	割合(%) (D/B)
有料老人ホーム	58	23	39.7	6	26.1	20	87.0
サービス付き高齢者 向け住宅	25	8	32.0	1	12.5	7	87.5
合計	83	31	37.3	7	22.6	27	87.1

(※1) 対象数は、令和5年4月1日時点の施設数。

(※2) 実施数は、令和6年1月末までに指導監査を実施した施設数。

主な指摘事項別件数



<非常災害対策>

【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

- ・風水害や地震等の自然災害を想定した訓練を行っていない。

⇒訓練の実施については、消防訓練と同日でも構いませんが、**消防訓練と自然災害に係る訓練**をそれぞれ行ってください。

参考通知：「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）」

- ・夜間を想定した消防訓練を行っていない。

⇒消防訓練は、**年に2回以上**実施し、そのうち1回は**夜間を想定した訓練**を行ってください。

参考通知：「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）」

- ・非常災害に係る訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。

⇒万一来に備え、所属する自治会と話し合っておくなど、連携に努めてください。**火災や自然災害はいつ発生するかわかりません。当事者意識を持ち、対応してください。**

<運営懇談会の設置等>

【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

- ・開催時に、①入居者の状況、②サービス提供の状況、③管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容の報告及び説明ができていない。
- ・外部からの点検が働くよう、施設関係者及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを構成員に加えるよう努めていない。

⇒運営懇談会では、入居者及びサービス提供の現状等を報告するとともに入居者及びその家族の要望、意見を運営に反映させるよう努めてください。

また、**第三者的立場の方**に出席していただき、意見を求めることによって、より良いサービス提供に資することが考えられますので、こうした方々を構成員に加えるよう努めてください。

<緊急時の対応>

【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

- ・避難確保計画に基づく避難訓練について、訓練の報告書を市へ提出していない。

⇒避難確保計画の作成の対象となっている場合は、計画に基づく訓練を行ったときは**市へ報告書を提出**してください。

提出先：有料老人ホーム→福祉総務課、サ高住→住宅政策室

参考：長崎市ホームページ「要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について」
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/210003/p032769.html>)

<身体的拘束の適正化①>

【指導指針 8 サービス等】

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。また、その結果について、職員に周知徹底を図っていない。

⇒身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、職員に周知徹底してください。**また、身体的拘束等を行っている入居者がいない場合であっても、当該委員会を開催する必要があります。**

身体的拘束等を行っている入居者がいない場合の当該委員会の議題としては、「身体的拘束等の適正化のための指針の職員間の確認共有」や「当該施設の入居者が万一、身体的拘束等が必要になった場合を想定して、その時どのように対応するか」等が考えられます。なお、当該委員会はテレビ電話装置等を活用して行うこともできます。

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない。

⇒身体的拘束等を行っている入居者がいる、いないに限らず**当該研修を定期的に実施する必要があります。**

<身体的拘束の適正化②>

【指導指針 8 サービス等】

- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。

⇒国が介護保険事業所等に示す解釈通知に当該指針に盛り込むべき具体的な項目を次の（１）～（７）のとおり規定していますので、当該通知を参考に指針を整備してください。

- （１） 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- （２） 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- （３） 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- （４） 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- （５） 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- （６） 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- （７） その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

また、「身体拘束ゼロへの手引き（2001年3月 厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議 発行）」などを参考として、それぞれの施設の考え方を固めたうえで当該指針を整備してください。

<事故発生の防止の対応>

【指導指針 1 1 契約内容等】

・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施していない。また、記録を残していない。

⇒利用者の生命・身体を守るうえで重要ですので、定期的に委員会及び研修を実施し、事故発生の防止のための施設における対策の検討や知識・技術の習得等を行ってください。やむを得ず研修に参加できなかった職員に対しても資料を共有するなどし、周知徹底してください。(他研修においても同様です。)なお、当該委員会はテレビ電話装置等を活用して行うこともできます。また、委員会及び研修を実施した際は、記録を残してください。

<重要事項の説明等>

【指導指針 1 1 契約内容等】

・重要事項説明書について、指導指針に定める様式に基づき作成していない。
また、別添 1 及び別添 2 を添付していない。

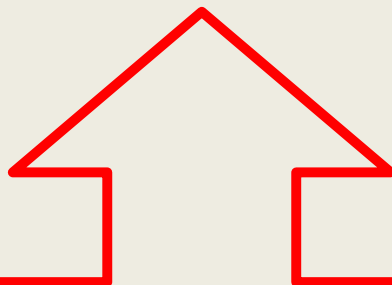
⇒後から「話が違う」「聞いていない」などのトラブルにつながることを考えられますので、重要事項説明書など契約内容を入居希望者に説明する書類は、1年に1回程度見直しを行うなどし、内容に誤りがないよう徹底してください。当該様式は長崎市ホームページ「有料老人ホーム」に参考様式を掲載しています。
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/388000/p002145.html>)

また、別添 1 「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添 2 「入居者の個別選択によるサービス一覧表」も忘れず添付してください。

なお、**サ高住**の場合は、サ高住の重要事項説明書だけでなく**有料老人ホームの重要事項説明書も作成**し、入居希望者に対し説明及び交付を行う必要があります。また、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行ってください。(有料老人ホームにおいても同様です。)

3 長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針にかかる 経過措置期間の終了について

- ①介護職員に対する認知症介護基礎研修受講について
- ②業務継続計画の策定等について
- ③感染症の予防及びまん延防止のための対策について
- ④虐待防止に関することについて



これらの項目は令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、

令和6年4月1日からは義務化 されます！！！！

①介護職員に対する認知症介護基礎研修受講について

6 職員の配置、研修及び衛生管理等

(2) 職員の研修

- イ **介護に直接携わる職員**（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）**に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。**

②業務継続計画の策定等について

7 有料老人ホーム事業の運営

(5) 業務継続計画の策定等

- ア **感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。**
計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。
- イ **職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。**なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- ウ **定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。**

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和5年2月2日一部改訂）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000817384.pdf>）

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>）

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（研修動画のまとめページ）

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai_go/kaigo_koureisha/douga_00002.html）

③感染症の予防及びまん延防止のための対策について

7 有料老人ホーム事業の運営

(11) 衛生管理等

- (オ) **感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）**をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。**なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- (カ) **感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。**
- (キ) **職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。**なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

感染症及びまん延の防止のための指針について

国が介護保険事業所等に示す解釈通知には、当該指針に盛り込むべき具体的な内容について、次のとおり例示しています。

◎平常時の対策及び発生時の対応を規定すること

平常時の対策としては・・・

- 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
- 日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等

発生時の対応としては・・・

- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携
- 医療措置
- 行政への報告
- 発生時における施設内の連絡体制
- 関係機関への連絡体制

※こうした内容を参考に、施設としての指針を策定してください。

④虐待防止に関することについて

8 サービス等

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

イ **虐待の防止のための対策を検討する委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ウ **虐待の防止のための指針を整備すること。**

エ **職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。**

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための**担当者を置くこと。**

カ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

虐待の防止のための指針について

国が介護保険事業所等に示す解釈通知に当該指針に盛り込むべき具体的な項目を以下（イ）～（リ）のとおり規定しています。

- （イ）施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- （ロ）虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- （ハ）虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- （ニ）虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- （ホ）虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- （ヘ）成年後見制度の利用支援に関する事項
- （ト）虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- （チ）入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- （リ）その他虐待の防止の推進のために必要な事項

※こうした内容を参考に、施設としての指針を策定してください。

4 その他運営上の留意事項について

★虐待防止のために

高齢者虐待の問題では、

虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。

このため、事業者は職員に対する虐待防止に係る研修の実施などの措置を講じる必要があります。

厚生労働省が行う令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html）において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因として「**教育・知識・介護技術等に関する問題**」が最も多くなっていることから、研修の重要性がわかります。

次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「倫理観や理念の欠如」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が挙げられています。

★虐待防止のために

厚生労働省や長崎市が提示するマニュアル等を参考にしてください。

I 高齢者虐待防止の基本

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/dl/02.pdf>)

長崎市ホームページ 高齢者虐待に関すること

(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/430000/434000/p031115.html>)

★身体的拘束廃止のために

厚生労働省が提示するマニュアル等を参考にしてください。

身体拘束ゼロへの手引き ●高齢者ケアに関わるすべての人に●

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf)

★有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

厚生労働省が提示する次の通知を参考にしてください。

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について（令和2年9月4日付け事務連絡）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000670156.pdf>)

★レジオネラ症の対策のために

厚生労働省が提示する次のマニュアル等を参考にしてください。

循環式浴槽におけるレジオネラ症対策

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日健衛発第95号）」（※令和元年12月17日改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000577571.pdf>

レジオネラ症対策

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日社援基発第0725001号）」

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4103&dataType=1&_pageNo=1

※当該通知に「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚労省告示第264号）（平成30年8月3日一部改正）」を提示しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/rezionerashishin.pdf>

★食中毒・各種感染症の対策のために

厚生労働省が提示する次のマニュアルを参考にしてください。

調理施設関係

「大量施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)

(最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号) 」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000168026.pdf>)

感染症対策

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

★非常災害対策のために

厚生労働省が発出する通知を参考にしてください。

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日付け老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）

(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/shougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153991.pdf>)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）（令和5年10月20日改正）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001159667.pdf>)

最後に

有料老人ホームの事業運営につきましては、入居者の尊厳を守り、適切なサービスの提供を行うとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していただきますようよろしくお願いいたします。

※今回の集団指導内容は、施設内における研修等に是非御活用ください！